

①資力が一定額以下であること。

夫婦間の紛争の場合を除き、原則としてご本人と配偶者の収入・資産を合算した金額で判断します。

※医療費、教育費などの出費がある場合は、相当額が控除されます。

基準 A

収入が一定額以下であること。
 月収(賞与を含む手取り年収の1/12)の
 目安は次の通りです。

| 単身者 | 2人家族 | 3人家族 | 4人家族 |
|------------------------|------------------------|------------------------|------------------------|
| 182,000円 (200,200円) | 251,000円 (276,100円) | 272,000円 (299,200円) | 299,000円 (328,900円) |

※()内は、東京・大阪などの大都市の基準です。

※家賃・住宅ローンなどを負担している場合には、以下の限度額の範囲内でその全額が上記収入基準額に加算されます。

| 単身者 | 2人家族 | 3人家族 | 4人家族 |
|---------|---------|---------|---------|
| 41,000円 | 53,000円 | 66,000円 | 71,000円 |

基準 B

保有資産が一定額以下であること。
 資産の基準は以下の通りです。

| 単身者 | 2人家族 | 3人家族 | 4人家族 |
|-------|-------|-------|-------|
| 180万円 | 250万円 | 270万円 | 300万円 |

※相談援助の際は現金・預貯金の合計額ですが、代理援助・書類作成援助の際は不動産(自宅や係争物件を除く)・有価証券なども資産に含みます。

②勝訴の見込みがないとはいえないこと。

和解、調停、示談成立などによる紛争解決の見込みがあるもの、自己破産の免責見込みがあるものなども含みます。

③民事法律扶助の趣旨に適すること。

報復的感情を満たすだけや宣伝のためといった場合、または権利濫用的な訴訟の場合などは援助できません。



着手金・実費等の例【消費税率は10%で計算(税込)】

代理援助

| | |
|-------------|----------|
| 500万円の請求訴訟 | 255,000円 |
| 金銭請求のない離婚訴訟 | 266,000円 |
| 債権者10社の自己破産 | 155,000円 |

※事件の終了後、結果に応じて報酬金をご負担いただくことがあります。

※金額及び支払方法は、審査の上、決定します。

※事件の難易等により、上記金額を増額する場合があります。

書類作成 援助

| | |
|--------------------------|----------|
| 訴状作成 | 42,500円 |
| 自己破産申立書等作成 (債権者20社まで) | 105,000円 |

法テラス申込みの流れ

(ご利用のためのしおり)

「民事法律扶助」とは…

経済的に余裕のない方への無料法律相談と弁護士・司法書士費用等を立て替える制度です。

申込み

●収入・家族構成(裏面・基準A)

●現金・預貯金額(裏面・基準B)

をお伺いします。

裏面の①及び③いずれも満たしている場合、無料法律相談の予約をお取りします。

無料 法律相談

相談の結果、弁護士・司法書士費用等の立替制度(代理援助・書類作成援助)の利用を希望される方には、審査を受けていただきます。

審査

審査では裏面の①～③の条件を全て満たす必要があります。

審査に必要な書類は

●資力を証する書類

(給与明細、課税または非課税証明書、年金通知書、生活保護受給証明書など)

●住民票(本籍・筆頭者・続柄・世帯全員の記載があるもの、マイナンバーの記載は不要)

●事件関係書類 などです。

援助開始 決定

援助開始決定を受けると、法テラスの基準に基づき弁護士・司法書士費用(着手金・実費等)を決定します。

費用は法テラスがご本人に代わって弁護士・司法書士に支払い、ご本人には原則として、法テラスに毎月10,000円ずつもしくは5,000円ずつというように分割でお支払いいただきます(無利息)。

事件終了

事件の結果に応じて、審査の上、法テラスの基準に基づき弁護士・司法書士の報酬金およびその支払方法等を決定します。

※生活保護を受給している場合など、立替費用の返済の猶予・免除を受けられる場合があります。

※立て替えたお金は原則、事件終了後3年以内にお支払いいただきます。

詳しくは、お近くの法テラスまでお問合せください。
法テラスHP <https://www.houterasu.or.jp>